

／ 事業主・加入者のみなさまへ ／

令和8年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、誤った資格での健康保険の使用を防止することを目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年度のスケジュール

送付時期

令和8年10月下旬から11月中旬（予定）にかけて、事業所あてに被扶養者状況リストを順次送付いたします。

提出期限

令和8年12月11日(金)

確認の対象
となる方

以下のいずれかに該当する被扶養者

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和7年中の課税収入額が130万円（60歳以上の場合は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者でない場合は年間収入が150万円）の金額を超過している方（18歳未満の方や令和8年4月1日以降に認定された方を除く）

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

被扶養者
状況リスト

令和7年度の実績

令和7年度被扶養者資格の再確認にご協力いただき、誠にありがとうございました。
被扶養者資格の再確認の実施により、被扶養者の解除となった方は次のとおりです。

被扶養者の解除となった方 …………… 約18.8万人

被扶養者の解除により
見込まれる前期高齢者納付金の負担軽減額 …… 約6億円

なお、被扶養者の解除となった理由として、「就職して健康保険の資格を取得したものの、被扶養者から解除する届出を年金事務所へ提出していない」というものが多くを占めています。

就職や一定の収入を超えた場合など、被扶養者の条件に該当しなくなったときは、その都度「健康保険被扶養者（異動）届」の提出が必要です。被扶養者に異動があった場合は、すみやかな届出をお願いいたします。



ご家族様は健診、受診していますか？ 特定健診のご案内（40歳～74歳のご家族様（被扶養者）対象）

年に一度、ご家族の皆様も健診を受診しましょう！

従業員の皆様が元気に働くことができるのも、そのご家族の皆様の支えがあってこそです。従業員の皆様だけでなく、ご家族の皆様にも、年に一度の健診受診をお勧めいただきますようお願いいたします。



協会けんぽ発行の受診券（セット券）ご利用で**お得に健診を受診できます！**

※受診券（セット券）は令和8年4月に黄色の封筒で被保険者様のご自宅等へお送りしています。

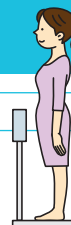
健診費用

健診費用（基本的な健診） — 協会けんぽ補助 **7,150円**（上限） = 自己負担額

自己負担額
無料の
健診機関も！

検査内容

問診／診察等／身体計測／
血圧測定／血液検査／尿検査



一部の会場では、がん検診も同時に受診できます！！

特定健診（基本的な健診）と同時に、市の補助を利用してがん検診も受診できる集団健診がございます。日程や会場の詳細については、令和8年4月にお送りした受診券（セット券）に同封の「特定健診のしおり」をご覧ください。協会けんぽ静岡支部のホームページをご覧ください。

また、追加で集団健診の実施が決定した場合、協会けんぽ静岡支部のホームページや協会けんぽ静岡支部のLINE公式アカウントにてお知らせいたします。

協会けんぽ静岡支部
ホームページの
特定健診（集団健診）
のページはこちら



協会けんぽ静岡支部
LINE公式アカウント
はこちら



浜松市の事業所限定！

協会けんぽが事業所の健康づくりを支援します！



小規模事業所の、事業主様・担当者様！ 社員の健康は守れていますか？
再検査が必要な方に、受診を勧めるなどの『**健康診断後のフォロー**』は、
きちんとできていますか？



この度、協会けんぽ静岡支部では、所在地が浜松市であり、かつ**被保険者が10～49名**の事業所様を対象に、健康づくりサポート事業を**働くみんなの保健室に委託**し実施します。つきましては、このプログラムの参加事業所を募集いたします。

無料にて先着30事業所限定で参加できる大変お得なサービスとなっております。該当の事業所様には、7月末にご案内をしておりますので、ぜひご一読いただき、事業所の健康づくりにお役立てください。

また**2028年4月から全事業所に義務化されるストレスチェック**についても、相談可能ですので、以下までお問合せください。

お申し込み・お問い合わせは、働くみんなの保健室（担当：渡邊）

080-9111-0447 watanabe@hatarakuminna.com



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ 全国健康保険協会 静岡支部

〒420-8512

静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア
054-275-6601（代表）